

# 春日井民商だより

N 0.1333 2012. 7. 30  
 発行 春日井民主商工会  
 春日井市ことぶき町 183  
 TEL 81-1482・FAX81-9756

## 税務署から「平成23年分収支内訳書の提出について」という書類が届いた！ どうしたらいい？という問い合わせがつづいています

7月17日付で「平成23年分収支内訳書の提出について」という書類が税務署から届いています。「収支内訳書」についてお知らせします。今から28年前の1984年3月に所得税法が改悪されて個人・白色申告者へ「収支内訳書」の提出が、法律で決められました。

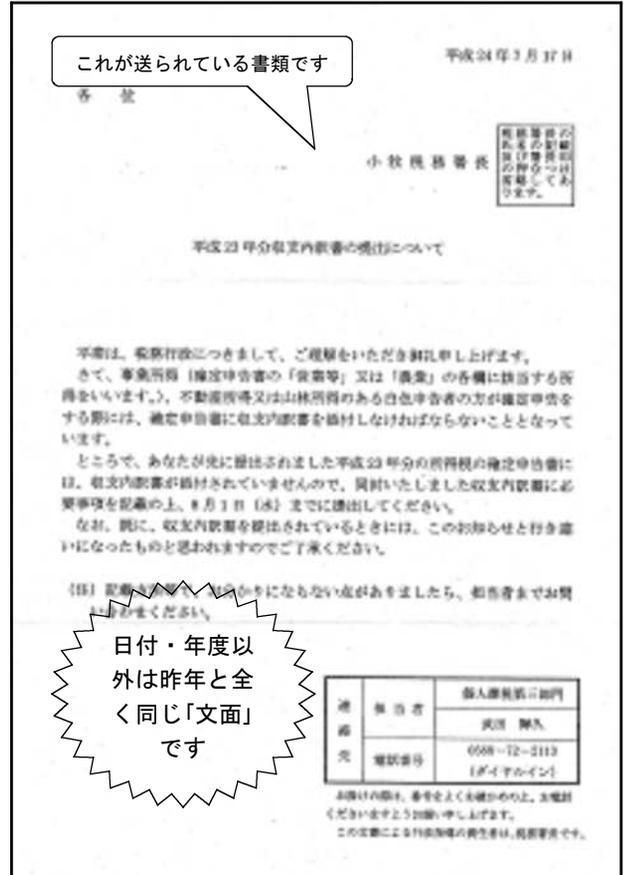
### 「収支内訳書」の不提出で不利益な扱いを受けない

しかし、民商や建設労働組合、税経新人会、弁護士会など広範な反対運動で、罰則を設けない単なる「訓示規定」(『注意を与える意味合い』で、義務規定のように守れない場合にペナルティーを課すものではありません)とさせたことにより、提出しない人も罰則や不利益な扱いは受けないことになっています。小牧税務署と毎年おこなっている「税務行政の民主化を求める」交渉でも「収支内訳書の提出がないことで税務調査をしたりするような不利益な扱いをしない」と税務署から明確な回答を受けています。

### 「内訳書」の提出と商売の「収支」をつかむことは別

商売を続けていく上で、しっかり自分の商売の「収支」(儲かっているかどうかなど)をつかむ必要があります。融資を受ける場合もしかりとした記帳は大きな力になります。自分の商売を大きくするためにも自主記帳のとりくみを強めましょう

※「所得税法の一部を改正する法律」が25年1月1日から施行されます。今回の「改正」は白色申告者に「記帳義務」を課すなど、納税者に大きな負担を求め、税務当局の権限強化を図る大改悪となっています。税務当局の横暴を許さず、納税者の権利を守るためにいっそうの奮闘が求められています。税務署の対応も変化することが考えられます。税務署から送られた文書、「お尋ね」、接触等は速やかに最寄りの役員または事務所までお知らせください。



### 8月5日(日)青年部主催 ビアパーティを行います

若い世代の会員を中心に会員の親睦をはかるために「ビアパーティ」を行うことにしました。どなたでも参加いただけます。子ども連れで家族そろって参加ください。みんなで集まり、近況を語り合ってください。

時間 午後2時から4時頃まで  
 ところ ことぶき公民館とことぶき公園  
 参加費 500円(子どもは無料)

準備の関係で、参加希望の方は7月末までに事務所までご連絡ください



### 今年も入荷しました!

食べてよし! お遣いものでもOK  
 夏恒例! 小豆島ラーメン好評発売中!

2000円 (1.8キロ入り)  
(値段据え置きです)

好評につき追加しました  
 あとわずかです

### 8月4日(土)は栄へ行こう!

「消費税増税法案」の廃案めざし集会とデモが行われます。

誘い合ってみんなで参加しましょう!

集会は18時15分からその後、矢場町までデモ行進

(春日井駅17:41・勝川駅17:44発のJRで参加します)



### 紙幣・硬貨買い入れ中!

聖徳太子5千円札→5,500円(ピン札のみ)  
 500円硬貨(61年)→650円  
 100円硬貨(58・59・60年)→120円  
 10円硬貨(33・37・38・40年)→30円  
 5円硬貨(35・56年)→20円  
 1円硬貨(33・36・38・44年)→10円

ユニオン(渡辺) 090-2684-5731まで  
 (10:00~18:00) 集まり次第終了

15日までの会費集金にご協力をお願いします 会計 山崎 孝亀